

吹田民主商工会

いんぷお めしよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

住民の暮らし切り捨てる

「都構想」・住民投票で決着を！

大阪府議会（8月28日）に続いて、大阪府議会（9月3日）で、大阪市を廃止し4つの「特別区」に解体する「協定書」を議決しました。この結果を受けて維新は11月1日に大阪市の廃止・分割を問う「住民投票」を行おうとしています。

大阪府を4つの特別区に分割すれば経費が増大することとは明らかです。法定協議会に出された資料には新庁舎建設を先送りしても初期コスト241億円に加え、毎年30億円のランニングコストという無駄な経費が必要になります。一方、特別区の一般財源は大阪府に多く吸い上げられ、大阪府から「調整交付金」をもらう従属団体となってしまう。しかも、国からの財源の地方交付税は特別区に必要な年額を約200億円下回ってしか交付されないため収入減は確実です。その結果、住民サービスの切り捨てが起こります。また、維新は「コストを抑える」と特別区の新庁舎は作らず、「中之島合同庁舎」とするとされており、新しい「淀川区」などは、職員の多くが特別区外で執務することになります。こんな状況でコロナをはじめ災害への対応ができるのでしょうか。

「大都市特別区設置法」は、「協定書の内容について分かりやすい説明」を義務付けています。5年前には39回開催した住民説明会が、今度は8回しか開催しないなど、住民に対する説明はまったく不十分です。永年の歴史を持つ大阪市の廃止を住民への説明もないまま投票で決めてしまうのは民主主義の否定です。こうした面からも、住民投票は中止するべきです。

大阪市廃止・分割構想（「都構想」）のねらいは、大阪府と大阪市の財源をカジノを含むIRや万博を誘致するためのインフラ整備など大型開発に集中投資するもので、これまで大阪府外に投資されていた財源を含め、大阪府以外の自治体の権限と財源の集中も進めようというものです。これは、大阪府が住民の暮らしを支える地方自治体の役割を放棄し変質することであり、大阪市民の住民サービス低下だけでなく、大阪府以外の自治体に悪影響を及ぼすものです。

次は吹田が狙われます

都構想反対の運動募金への「協力を！」

この計画が実行されれば、吹田市など近隣都市は住民投票ではなく、議会の議決だけで「特別区」への編入が可能になります。この「都構想」は対岸の火事ではありません。

吹田民商は大阪のすべての民商と一緒に「都構想反対！住民投票中止を」と運動を展開しています。その運動に必要な資金の募金を集めています。今月から各支部で役員・事務局がお伺いします。

500円程度の募金へ「協力をお願いします」。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共におい！

家賃支援給付金申請の注意点

確定申告書で売上金額が確認できない場合

個人事業主で白色申告の場合、確定申告書の収入金額欄に記載がないことで修正依頼が届いています。持続化給付金と同様に「収支内訳書」を添付して売上金額を証明してください。添付する場所は「誓約書」の次にある「その他の書類」に添付してください。できるのであれば添付する画像やPDFのファイル名を「収支内訳書」に変更してください。

賃貸借契約書等証明書の署名欄は必ず「自署」で

大家さんが証明書に「ゴム印（会社名・代表者名）」と代表者印」を捺印していたことで修正依頼がありました。賃貸借契約書等証明書の署名欄は必ず「自署」です。

証明書・様式5-3の契約期間を間違えて記載していた

ここで証明が必要な契約期間は今年の3月31日および申請日の両方で、契約が有効となっていることが確認できることとされています。まず一つは現在の契約期間を記載することが必要です。現在の契約期間に2020年3月31日が含まれていない場合は、2行書きで一つ前の契約期間を記載するようにしてください。

賃貸借契約書の添付が足りない

賃貸借契約書の添付する際の、必要項目は以下の通りです。

- ・ 賃貸借契約書であることがわかること
- ・ 建物・土地の契約であることがわかること
- ・ 物件の所在地がわかること
- ・ 契約時の借主・貸主の名義がわかること
- ・ 契約期間がわかること
- ・ 賃料と共益費・管理費がわかること
- ・ 署名・押印が確認できること

これらの必要項目が多く署名・押印は契約書の最後に単独のページになっているため、複数ページに渡ります。パソコンとスキャナで申請する場合は、複数ページのPDFにしてください。スマートフォンなどで撮影して申請する場合は、必要なページをすべてコピーして並べ、一枚の写真に収まるように撮影し添付するようにしています。

伝言板

無料法律相談（要予約）

9月17日（木） 13時00分 民商會館

北大阪総合法律事務所さんによる出張相談会です。

家賃支援給付金・持続化給付金相談会

9月17日（木） 19時00分・18日（金） 14時00分

必要書類は8月31日号で確認するかお問い合わせください。